

保護者様

石川県立金沢錦丘中学校

病欠証明書について

お子様がインフルエンザや流行性耳下腺炎など、出席停止の対象となる病気であると診断された場合、病気欠席ではなく出席停止となります。(学校保健安全法第19条) 医師の指示があるまで休養させてください。

その場合、病欠証明書を医療機関で書いていただいて、学校へ提出してください。文書料は自己負担となりますので、ご理解をお願いします。

また、医療機関が証明した文書であれば、病欠証明書以外の文書でもよいので、提出してください。

お大事になさってください。

※診察の結果、出席停止の病気ではなかった場合、このままお返し下さい

主な感染症の出席停止期間の目安

あくまで目安です。詳しくは医師に相談してください。

インフルエンザ	解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有な咳が消失するまで
麻疹	発疹を伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
風疹	紅斑性の発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が消失するまで
水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで

溶連菌感染症	}	医師の指示で出席停止。
マイコプラズマ肺炎		
感染性胃腸炎		

病 欠 証 明 書

学 校 名	石川県立金沢錦丘中学校
学年 組	年 組
氏 名	
住 所	
<p>病 名 _____</p> <p>上記の疾病により 年 月 日より 約 日間の休養を要する・要した ことを証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>医療機関名</p> <p>電話番号</p> <p>医師名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	

但し、この証明書は感染症による出席停止の際の証明にのみ用いるものとする。